

《目的》 災害公営住宅の整備に係る建築資材の需給の見通し等について、関係者間で情報共有を図り、円滑な施工の確保に寄与することを目的とする。

### 本会の位置づけ

○ 東北地方整備局「建設資材対策東北地方連絡会」の「災害公営住宅専門部会」として位置づけ

### メンバー

#### 発注機関

- 岩手県 県土整備部
- 宮城県 土木部
- 福島県 土木部
- 仙台市 都市整備局

#### 建設業者団体

- 東北建設業協会連合会
- (一社)日本建設業連合会 東北支部

#### 関係機関

- (一社)住宅生産団体連合会
- 岩手県地域型復興住宅推進協議会
- 宮城県地域型復興住宅推進協議会
- 福島県地域型復興住宅推進協議会
- (独)都市再生機構
- 東北地方整備局 建政部

#### オブザーバー

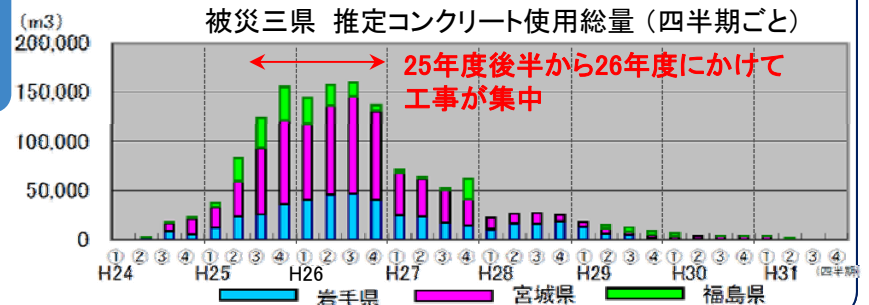
- 国土交通省 住宅局 住宅総合整備課
- 国土交通省 住宅生産課
- 国土交通省 土地・建設産業局 建設業課
- 国土交通省 東北地方整備局 企画部、営繕部  
(事務局:東北地方整備局 建政部 都市・住宅整備課)

### 開催場所、開催日

○ 開催場所 東北地方整備局(仙台市) ○ 開催時期 H25年9月6日(金)

### 国土交通省からの提供資料

○ 今後の工事実施、資材量の見通し等



### 主な意見等

- 建設業者団体等からの主な意見
  - ・資材では特に生コンの供給がひっ迫している。
  - ・専任の主任技術者の兼務の範囲や距離要件を緩和してほしい。
- 発注に係るこれまでの主な取組み
  - ・RC造で、生コンや現場の職人数を削減できるプレキャスト工法等を採用。
  - ・単価改訂... 定価格を的確に設定。

### 今後の対応

- 各地域(県等)ごとに発注者、受注者で十分に連携し、対応等を深める。
- 生コンの供給者側に、優先供給を要請する。
- 配置技術者の要件緩和について検討する。

# 被災地における専任の主任技術者の取扱い【要件緩和】(案)

(建設業法施行令 第27条第2項)

前項に規定する建設工事のうち①密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が②同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

## 現行の取扱い (H25.2.5付け通知)

以下に該当する場合、同一の専任の主任技術者が原則2件程度の工事を管理することができる。

### ①密接な関係のある工事

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事

又は

施工にあたり相互に調整を要する工事

### ②近接した場所

工事現場の相互の間隔が5km程度

かつ

復興の加速化のため、東日本大震災の被災地に限り、要件の緩和を行う。

## 【被災地における緩和策】

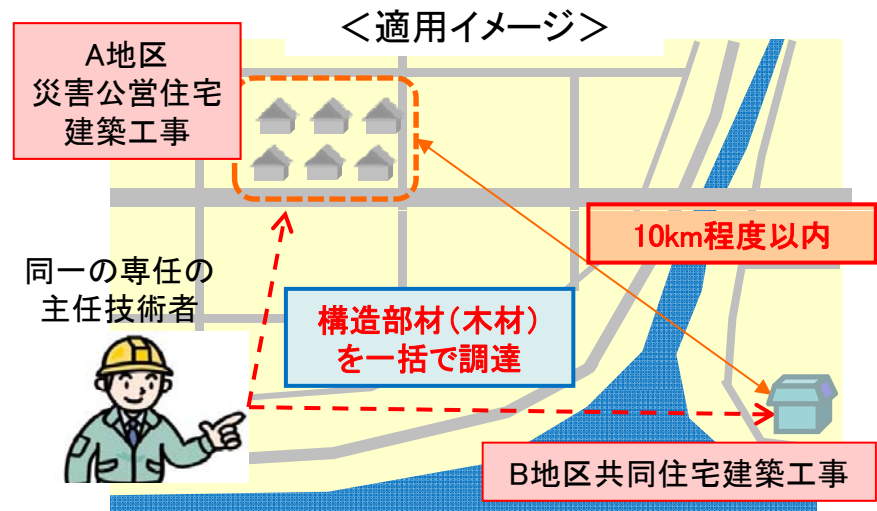
### ①密接な関係のある工事

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の適用範囲の弾力化【=例示の追加(建築工事でも適用)】

(例)・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの  
・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの

### ②近接した場所

工事現場の相互の間隔が10km程度の場合も適用



適用にあたっては、従来通り、安全や品質の確保等、各工事の適正な施工について、発注者が適切に判断することが必要